

直喩形式と類似性

—— ヨウダとニテイル ——

木 下 り か

要 旨

The Diversity of Similarities in *yooda* and *niteiru*

本稿は、直喩形式、ヨウダとニテイルの意味についての論考である。まず、両者には、類似点の発見を表わすという共通性があることを踏まえた上で、これらの形式の表わす類似点と典型的属性との関係という観点から考察を行なった。そして、ヨウダは典型的属性の類似性しか表わせない、と仮定すれば、かなりの言語事実が説明可能となることを示した。しかし、それだけでは、たとえば個人の容貌の部分的類似性について述べる場合になぜヨウダの容認度が上がるのかなど、取り残される事実がある。そこで、典型的属性という視点からの記述を取りこむ形で、両形式が類似点と相違点の焦点化のあり方という点で異なる、という仮説を提示した。すなわち、ニテイルは類似点と相違点の両方に焦点を当てるのに対し、ヨウダの場合は、相違点が背景に押しやられ、類似点のみが焦点化される。この考察の結果は、ヨウダがニテイルと比して、隠喩により近い比喩を表わす形式であることを示唆する。

キーワード：直喩、類似性、典型的属性、焦点化、カテゴリ化

1 はじめに

1.1 問題の所在

直喩を表わす形式は、「そっくりの」「同様の」「同然の」など多様であるが、中村(1977)、佐藤(1978)などが指摘するように、ヨウダとニテイルもそのうちのひとつである。

- (1) 久し振りに鏡を見てみた。古ぼけた床屋さんの鏡の中の私は、まるで山出しの女中のようだ。 (『放浪記』 p. 353)
- (2) コートも着ない私の袖は、ぐっしょり濡れてしまって、みじめなヒキ蛙のようだ。 (『放浪記』 p. 294)
- (3) 人生は熱帯魚の水槽に似ている。最後まで残るのは小さくて平凡だが、逞しく美しいものばかりだ。
(http://www2.biglobe.ne.jp/oni_page/other/aqa/menu.html)
- (4) 痰の群れは今朝の光にきらめくただのゆるい液体となって父のからだから退散しようとしていた。それはいかにも、たったいちどの役目を解かれて地に還ろうとする、悪魔の手先の退陣に似ていた。 (『忍ぶ川』 pp. 386-387)

これらの例文においては、あるものを表現するために別のものが用いられており、そこに比喩としてのたとえを見ることができると言える。たとえば(1)の場合であれば、「私」が「山出しの女中」を用いて、(3)の場合であれば、「人生」が「熱帯魚の水槽」を用いて表現されている。

本稿の目的は、これらふたつの直喩形式の意味を記述することにある。このようなヨウダとニテイルとを比較考察した論考は、管見のかぎり見られない。

1.2 考察の対象

考察に先だって、分析の対象を限定しておく。まず、ヨウダについてであるが、ヨウダは「直喩」以外にも、述べられている事柄の真偽についての判断、すなわち「真偽判断」を表わすことが知られている¹⁾。次の例文は、それぞれ「直喩」と「真偽判断」の例である。

- (5) あの人は菊の花のヨウダ。(「直喩」)
- (6) あの花はどうやら菊の花のヨウダ。(「真偽判断」)

森山(1995)によれば、「直喩」と「真偽判断」は、文脈の相違によって生じる。ヨウダの基本的意味は「類似性」であり、ふたつの項の「同等・包含関係が否定されている場合」、ヨウダは「直喩」を表わす。たとえば、先の例文(5)においては、「あの人は「菊の花」ではあり得ないが、実際、このときヨウダは「直喩」を表わしている。いっぽう、「同等・包含関係が不明の場合」には「真偽判断」となる。たとえば、先の例文(6)においては、「あの花」が「菊の花」であるかどうかは不明であり、この場合ヨウダが表わすのは、「あの花」が「菊の花」であるか否かの真偽についての判断、すなわち「真偽判断」である。

このように、ヨウダが「真偽判断」を表わし得るのに対し、ニテイルは、次の(7)に示すように「真偽判断」を表わせない²⁾。

(7) a. もう少しゆっくりしていたい。でももう時間のようだ。

b. *もう少しゆっくりしていたい。でももう時間にニテイル。

本稿は、ニテイルに置き換え不可能な、「真偽判断」実現の文脈下におけるヨウダを考察の対象から除外し、「直喩」の実現する文脈のみを扱うことにする。すなわち、本稿が考察の対象とするのは、「直喩」実現の条件とされている「同等・包含関係が否定されている場合」である。

ただし、このような文脈下でヨウダやニテイルが必ず「直喩」を表わすとするには問題が残る。一般に、直喩は類似性を根拠として成立している比喻であるとされている。しかし、その詳細については、さまざま議論が展開されており、その収束を図ることは容易ではない。直喩としての修辞性の認められない、すなわち意外性のない単なる類似性を表わす例として、山梨(1988)は、次のような例文をあげているが、どこまでが単なる類似性で、どこからが直喩かという線引は容易くはない。

(8) コウモリは鳥に似ている。 (山梨(同上)例文(21)ib、下線は引用者)

(9) 飛行機は鳥のようだ。 (山梨(同上)例文(21)ia、下線は引用者)

そこで本稿は、直喩という枠組みを一旦はずし、(8)(9)のような例も考察の対象に含めて、ふたつの項の「同等・包含関係が否定されている」という文脈下におけるこれらふたつの形式について考察することとする。

ニテイルについても、考察の範囲を限定しておかなければならない。ニテイルは、「AはBにニテイル」「AとB(と)はニテイル」という構文で用いられる。このうち後者は、どちらが類似性の基準としての重みを持つかということをとくに示すことはなく、次の(10)に示すように、A項とB項を入れかえてもあまり大きな意味の差異は生じない。

(10) a. この花と知子はニテイル。

b. 知子とこの花はニテイル。

しかし、「AはBのヨウダ」の場合、B項が類似性の基準の提示に重要な役割を果たすのであって、次に示すように、A項とB項を入れかえると、その表現性に大きな差異が生じる。すなわち、aの場合、主として「知子」に見出される特徴によって「この花」が描かれるのに対し、bの場合は、「この花」に顕著な特徴によって「知子」が表現されることになる。この点、「AはBにニテイル」についても同様である。

(11) a. この花は知子のヨウダ／にニテイル。

b. 知子はこの花のヨウダ／にニテイル。

以上のことから、本稿は、「AはBにニテイル」と「AはBのヨウダ」を考察の対象とし、A項とB項の「同等・包含関係が否定されている場合」について考えることにする。³⁾

以下、考察を進めるが、直喩に関する議論や、森山(1995)におけるヨウダについて

の考察をふまえ、両形式に類似性に関わるとまずは大きく捉えておいて、次の2節で両形式に共通する意味について、続く3節以降で、両者の相違について検討する。

2 類似性の発見

ヨウダとニテイルが単なるA項とB項との「類似性」を表わすとすると、まず問題になるのは、次のような例である。

(12) *ダチョウはスズメのヨウダ／にニテイル。

たとえダチョウとスズメがどちらも鳥類に属することを知っているとしても、(12)のように言うことはできない。ダチョウとスズメとの間に「鳥類」という類似点が存在することを、ヨウダやニテイルは表わすことができないのである。

ただし、これらの事実は、分類体系上の同類関係にあるものの「類似性」を、これらの形式で表わせないのだということ、ただちに意味するものではない。次に示すように、いずれも類人猿であるオランウータンとゴリラの間の「類似性」はヨウダもニテイルも表わせる。

(13) オランウータンはゴリラにヨウダ／ニテイル。

ヨウダやニテイルが使える(13)のような場合と、使えない(12)の場合との相違は、類似性を見出し方にあると考えられる。オランウータンとゴリラを比較して、両者が類似すると判断するのは可能であろう。しかし、ダチョウとスズメとを比較した場合、類似点よりはむしろ相違点のほうが顕著であって、鳥類という共通性を発見するには生き物全体を捉え、それを分けしようとする視点が必要とされる。すなわち、ダチョウとスズメが鳥類という類似点を持つと言う場合、そこには獣類や魚類などとの対比がある程度含まれている。つまり、ヨウダやニテイルで表わせるのは、二者の比較によって発見された「類似性」であって、全体を区分するという視点によって見出された「類似性」は表わせないのだと考えられる。これは、次のようにまとめられる。

(14) ヨウダ、ニテイルに共通する特徴：比較による類似性の発見を表わす。

ヨウダとニテイルの共通性をこのように捉えた上で、次節では、これらふたつの形式の間にどのような相違があるのかを見ていく。

3 典型的属性の類似性

3.1 典型的属性

ヨウダとニテイルとの相違を考察するにあたり、隠喩に関する議論を手がかりにすることとする。直喩とは隠喩においては示されない関係を、ヨウダやニテイルなどの類似標識を用いて明示したものである、という指摘がしばしばなされることが示すように、隠喩と直喩との間には密接な関連性があると考えられる。⁴⁾したがって、隠喩についての

記述は、ヨウダとニテイルの分析にも何らかの示唆を与えてくれるはずである。

隠喩については、さまざまな理論が提示されており、本稿には、広範にわたるその議論を比較考察する用意はない。そこで、最近の比喻（隠喩）理論の中で、ひとつの大きな流れをなしている、プロトタイプ理論を援用した記述を見ていこう。

山梨(1988)、橋本(1989) などにおいては、隠喩の成立が、語の意味を構成する要素を大きくふたつにわけることで説明されている。ひとつは、「問題の名詞(N)の基本的な意味内容を特徴づける部分」(山梨 1988: 21)で、たとえばオオカミの場合であれば、[+animate] [-human] [+mammal]などを指す。この特徴は、「その語の指示対象に関しては、一応例外なしに適用する特性」(同書: 28)である。もうひとつは、その「典型性(prototypicality)を特徴付ける部分」(山梨 同上: 27)であり、オオカミについてであれば、[+vicious]、[+fierce]などがこれに相当する。これは「問題の対象を例外なく定義することは不可能な」(同書: 28、下線は引用者)属性である。これらふたつの属性のうち、後者を典型的属性と呼ぶことにすると、「男はオオカミである」という隠喩は、類似点となるのが、[+vicious]、[+fierce]などの典型的属性であるという説明が可能となる。⁶⁾

上記の議論は、直喩についても成り立つ。次の例を見てみよう。

(15) 花子は人形のヨウダ。

この場合、ヨウダで表わされる類似点は、人形の典型的なイメージ、⁷⁾あえてことばにするならば、「華やかさ、愛らしさ、美しさ」等々の典型的属性だと言ってよいであろう。このヨウダをニテイルに変えた場合や、先の例文(1)(2)(3)(4)などについても同様の指摘が可能である。

では、ヨウダやニテイルが表わす類似点は、典型的属性であると考えておけば十分なのか。次節以降では、これを考察の視点として検討していく。

3.2 個人の容貌との類似性

ヨウダは、個人の容貌に焦点をあて、その類似性を表わすことができないという点で特徴的である。次の例を見てみよう。

(16) (生まれたばかりの赤ん坊を見て)

a. *この子はお父さんのヨウダね。

b. この子はお父さんにニテイルね。

この例から明らかなように、ヨウダは「この子」とその「お父さん」の容貌を中心とする類似を表わすことはできない。いっぽう、ニテイルには、このような制約がない。以下の(17)(18)も、同様の事実を示している。

(17) 「登志子は、おれに似ている。誰がなんといってもおれにそっくりだ」

- a. たしかに登志子は文太郎によく似ていた。その子をはじめて見た人は誰も加藤に似ているといった。(『孤高の人』 p. 1383)
- b. *たしかに登志子は文太郎のヨウダッた。その子をはじめて見た人は誰でも加藤のヨウダといった。

(18) 「お前のお母のおしまはんは、耳たぶの大きな白い顔の人やった。額のひろいきれいな顔をしてはった。玉枝はんはんにそっくりやった」喜助は絶句した。

- a. <玉枝はんがお母んに似ている> (『越前竹人形』 p. 295)
- b. *玉枝はんがお母んのヨウダ。

しかし、これは容貌が個人のものであるからであって、同じ容貌ではあっても、類の容貌との類似性であれば表わせる。次の例を見てみよう。

(19) 久し振りに鏡を見てみた。古ぼけた床屋さんの鏡の中の私は、まるで山出しの女中のようだ。(『放浪記』 p. 353、例文(1)を再掲)

この場合の「山出し女中」は特定の個人ではなく、複数の個を束ねる総称、すなわち類である。類の容貌という類似性を表わせるという点では、ヨウダとニテイルの間に差異は見られない。次の(20)はニテイルの例である。

(20) 藤左衛門の容貌は狒々に似ている。(『国盗り物語』 p. 888)

以上に述べたヨウダとニテイルのふるまいの相違は、ヨウダは典型的属性に関する類似性しか表わせず、ニテイルにはこのような制約はない、と考えれば説明がつく。次の(21)に示すように、個人の容貌は典型的属性ではないが、(22)に示すように、類の容貌は典型的属性となり得るのである。

(21) *文太郎の典型的な容貌／相貌

(22) 山出し女中の典型的な容貌／相貌

では、容貌ではなく、行動などについてはどうか。この場合も、同様の説明が可能である。たしかに行動についてであれば、類のものについてだけではなく、個のものについても、その類似性をヨウダで表わすことができる。次の(23)は「二十日鼠」という類の行動、(24)は「かおる子」という個人の行動との類似性を表わす例である。

(23) ここの先生は、日に幾度も梯子段を上ったり降りたりしている。まるで二十日鼠のようだ。(『放浪記』 p. 28)

(24) 小脇に抱えた資料と、手にかかえたファイルを見ながら歩く姿はかおる子の定番になっていた。(中略)(A子は：引用者の補注)小脇にかかえたファイル取り出す。まるでかおる子のようだ。

(http://www.infoseek.livedoor.com/~iida_tetuya/taiho0090.htm)

しかし、このような事実は、ヨウダは典型的属性の類似性を表わせないとする先の説明と矛盾するものではない。個人の容貌は、その個人の恒常的な特性であり、この中に

典型性は存在し得ない。これに対し、個人の行動はそのときどきで変化するものであるから、複数の要素から成る集合として捉えることが可能である。そしてこの場合、次の(25)に示すように、類のものについてはもちろん、(26)に示すように、個人のものについても、典型性が存在し得るのである。

(25) 二十日鼠の典型的な行動

(26) かおる子の典型的な行動

以上のように、ヨウダとニテイルとの差異は、典型的属性以外の類似性を表わせるかどうかという点にある、と考えることができる。このことと、いずれの形式も類似性の発見を表わすという特徴を持つという2節の考察とをあわせると、ヨウダとニテイルの意味は、暫定的に次のようにまとめられる。

(27) ヨウダ：典型的属性の類似性の発見を表わす。

ニテイル：典型的属性の類似性もそうではない類似性の発見も表わす。

しかし、これでヨウダとニテイルの特徴を捉えきれぬわけではない。次の4節ではこれでは説明が困難な例をとりあげ、修正を加えていく。

4 類似点の焦点化

4.1 個人の容貌の一部との類似性

目の形のように容貌のある一部分について類似性が発見できるような場合については、それが個人間に発見される類似性であっても、ヨウダの容認度はかなりあがる。⁸⁾ 次の例文には、やや不自然な点が残るかもしれないが、先の(16)から(18)と比較すれば容認度はかなり高い。

(28) ?あら、この子の眉、太くて長くて、亡くなったおじいさんの眉のヨウダわ。

(29) ?智子の目は、丸くて千賀子さおばさんのヨウダね。

しかし、次の(30)(31)に示すように、個人の眉や目の形に典型性は存在し得ない。

(30) *亡くなったおじいさんの眉の典型的な形

(31) *千賀子おばさんの目の典型的な形

では、個人における容貌と顔の一部分における形との相違は、どこにあるのか。それは、容貌全体が特定の個人の指示を可能とするような属性であるのに対し、眉の形は特定の眉を指示する十分な力を持たないという点にあると考えられる。証明写真は個人を指し示す有力な手がかりであるが、これは、容貌が特定の個人を指示するための重要な要素であることを端的に示している。いっぽう、眉にとっての形は、恒常的な属性ではあるものの、その指示する力は弱く、形を見てある人の眉か、別の人の眉かを区別することは、かなり困難だと言わなければならない。

以上のことから、ヨウダは、A項をB項から区別して、各々を指示できるような属性

を類似点として示すことはできないのだと言うことができる。このことは、裏返せば、ヨウダの類似点は、A項とB項によって新たなカテゴリを作ることのできる視点となるものでなければならないということでもある。容貌は、先の例文(17)の場合であれば、「登志子」と「文太郎」とを差異化し、各々を指示するための属性であって、この視点から両者を同類と見ることはできない。いっぽう、眉の形は、特定の個（眉）を指示するための十分な条件とは言い難い。したがって、この視点から見て、両者を同類とみなすことは可能である。

以上のように、ヨウダの表わす類似点は、新たなカテゴリを作ることのできる視点である。つまり、「AはBのヨウダ」は、A項とB項による新たなカテゴリの生成を表わすと考えられる。カテゴリは、重要ではないとみなされる相違の捨象によって成立する。たとえば「犬」をひとつのカテゴリと認めるとき、個々の犬の毛の色などの細かな差異が無視されている。類似性は類似点と相違点によって構成されるが、ヨウダがカテゴリの生成を表わすということは、相違点を背景化し、類似点のみを焦点化することでもある。

これに対し、ニテイルは、類似点と相違点の両方に焦点を当てると考えられる。このように考えれば、ニテイルが個人の容貌の類似性をも表わすことができるのは、容貌という点から「登志子」と「文太郎」を同類であるとすることはできなくても、容貌という点から見て、両者の間に類似するところと異なるところがある、と述べることには問題がないからだという説明が可能となる。

以上のことから、「AはBのヨウダ」と「AはBにニテイル」の意味は、類似性の発見を表わすという、2節の考察結果を前提として、次のようにまとめられる。

(32) ヨウダ：類似点のみが焦点化されている。

ニテイル：類似点と相違点の両面が焦点化されている。

ここで補足をしておかなければならないのは、この(32)が先の(27)、すなわちヨウダの表わす類似点が典型的属性であるという記述を取りこむ形となっているということである。(32)のように考えた場合、ヨウダの表わす類似点は、その特徴によって新たな類を構成することのできる特性であるが、この中には、典型的属性が含まれる。個人の行動などの典型的属性は、特定の個人を指示するための必要十分条件ではないので、この視点から個人と別の個人を同類とみなし、新たな類を構成することができるのである。

さらに補足をすればこの逆は成立しない。つまり、新たな類を作り出すことのできる特性は、典型的属性とは限らない。たとえば、個人の目の形は、(31)ですでに述べたように、典型的属性ではない。しかし、新たなカテゴリを生成するための属性とはなり得る。目として見た場合、際立つ特徴を持つ目ならば、それを核として類似するものの集合を形作り、新たな類を構成できるのである。

次節では、ヨウダが、このような、典型的属性ではないが、新たな類を構成することのできる特性についての類似性を表わす場合について、さらに見ていくことにする。

4.2 顕著な特徴を持つ有名な人の容貌との類似性

ヨウダは、個人の容貌との類似性であっても、際立つ特徴を持つ有名人の相貌の類似性ならば表わすことができる。次の例においては、容貌を中心とする類似性が表わされていると考えられる。

(33) まず、ルームメイトの紹介だが、(中略) 髪型や顔つきもベートーベンのようだ。
(<http://plaza.rakuten.co.jp/conan0929/004030>)

(34) 家の主は立ち上がり、こっちにやってくる。その体はとて大きく人間とは思えない顔・体・声をしている。まさにフランケンシュタインのようだ……。
(<http://www.rak2.jp/town/user/yamadaichiro/daialy1.html>)

個人の容貌は、既に3.2節でも見たように、そして、次の(35)(36)にも示すように、行動などとは違って、典型性を特徴付ける属性ではない。

(35) ベートーベンの典型的な容貌／相貌

(36) フランケンシュタインの典型的な容貌／相貌

では、有名な人と、そうではない人との間にはどのような相違があるのであろうか。それは、モノを指示する力の違いにあると考えられる。「ベートーベン」や「フランケンシュタイン」の容貌は、特定のモノを指示する力が弱い。実際、これらの名詞は、固有名詞ではあっても、「ベートーベン」や「フランケンシュタイン」その人ではなく、他のモノを指示するときにも用いられる。次の例を見てみよう。

(37) ゆきちゃんとは幼なじみである魚屋のKさん、それから「ベートーベン」と呼ばれている予備校の先生が来ていた。ベートーベンは別に音楽の先生なわけではない。英語を教えているそうだが、横ワケにした長髪と、四角いいかつい顔が、音楽の教科書に載っているベートーベンの肖像にそっくりなのである。

(www.himajin.net/diary/p1357.html)

(38) 小学生の自分の息子からフランケンシュタインと呼ばれているショースケは、額の張った長い顔にいくらか血を昇らせて、夢見る乙女みたいに、ふわっと中空に目を泳がせた。(www.kt.rim.or.jp/~hakusan/SAMPLE/gogo3ji.html)

ここでは、「ベートーベン」は、異名として用いられている。これに対し、身近な人物の名前は、専らある特定の人を指示するために用いられ、別の人の名付けとすれば、指示機能が混乱を来すことになる。たとえば「登志子」がいくらその父親である「文太郎」に類似していたとしても、「登志子」のことを「文太郎」と呼ぶことは通常あり得ない。

「ベートーベン」が異名として用いられるとき、それは一般に特異な髪型とある種のいかつい容貌を持つ人を指している。「ベートーベン」のような名詞は、「ある容貌を持つモノ」という類を表わす機能を容易く持つことができるのだとすることができる。たしかに容貌という視点から見て、ある人と別の人とを同類であると見ることはできない。しかし、それは、容貌が個を指示する作用を持つからであって、「ベートーベン」が「ある容貌を持つモノ」を表わすとき、(33)のように、「ルームメイト」を「ベートーベン」の一種であると述べることには何の問題もない。

以上のように、ヨウダが顕著な特徴を持つ有名な人の容貌との類似性を表わすことのできる理由は、ヨウダが類似点のみを焦点化する形式であると考えてることによって説明できる。

4.3 ニュアンスの相違

ヨウダとニテイルとの相違が、焦点化の相違にあると考えると、ヨウダもニテイルも使用可能な場合に両者の間に存在する微妙な相違も説明可能となる。次に示すのは、詩の一節である。

(39) 君は…

あの人に似ている 涼しげな横顔から

時折寂しげな眼差しまで

あの人に似ている 明るく振る舞う処も

時折 のぞかせる 心の中まで

(「あの人に似ている」)

判断は微妙であるかもしれないが、この詩におけるニテイルをヨウダに変えることも可能ではあろう。しかし、変えた場合には、ニュアンスの違いが生じる。すなわち、ニテイルを用いれば、かつての恋人である「あの人」と「君」の間に類似性が存在はするものの、「君」と「あの人」とはあくまでも別人であり、ふたりを同一視することに抵抗があるというニュアンスが生じる。ニテイルは、類似と相違の両方に焦点をあてるからである。これに対し、ヨウダを用いた場合には、「君」と「あの人」とを重ね合わせているというニュアンスが生じる。ヨウダは類似に焦点を当て、「あの人」の一種と見られることを意味するのである。

5 終わりに

一般に直喩形式であるとされるヨウダとニテイルの間には、類似性を構成するふたつの要素、すなわち類似点と相違点の焦点化の仕方に違いがある。つまり、ヨウダが類似点のみを焦点化するのに対し、ニテイルは相違点をも焦点化する。この本稿の考察の結果は、ヨウダはニテイルと比して、より隠喩に近い表現性を持つということを示唆する。

隠喩がどのような比喩かということは本稿の手に余る問いであるが、尼ヶ崎(1990: 205)が「あいつは狼だ」という隠喩が成立するとき、「あいつ」は「狼のようなもの」として新たなカテゴリー化を受けるのである」と述べるように、そして、Glucksberg & Keyser(1990)の「類包含陳述論」に見られるように、「AはBだ」という隠喩について、しばしばA項とB項が新たなカテゴリーを形成するという指摘がなされる。これは、A項の側から見れば、何らかの視点からB項のカテゴリーに組み入れられ、B項として理解されるということでもある。本稿のヨウダについての記述とほぼ一致する。

これに対し、ニテイルの場合には、類似点とともに、相違も強く意識されているのであるから、隠喩に見られるような「新たなカテゴリー化」は、可能性として示されるに留まる。したがって、B項がA項の理解に与える手がかりはかなり限定的である。この点、隠喩やヨウダとは異質であると言えるであろう。比喩の体系の中におけるヨウダとニテイルの位置付けは、すべて今後の課題である。

注

- 1) 非文末に位置した場合であれば、次に示すような「例示」の用法などもある。
 - ・鉛筆のヨウナ尖ったものを持ち歩いてはいけません。
- 2) 例文(6)の「菊の花」のような、判断性を必要としない名詞について述べる場合であれば、ヨウダをニテイルに置きかえられる。しかし、この場合も、話者の判断を表わしているとは考えにくい。次の例に示すように、「何の花かわからないが」という判断の放棄を示す表現と共起できることもこの事実を裏付ける。
 - ・あの花は、何の花かわからないが、菊の花にニテイル。
- 3) 本稿で扱う例文は、B項が名詞の場合に限られており、次に示すような動詞の場合などは扱われていない。このような例が名詞の場合と同様に扱えるという予測はあるものの、詳細な分析は今後の課題である。
 - ・(この海は：引用者の補注) まるで青い色が溶けているようじゃないの。
(『放浪記』 p. 227)
- 4) 隠喩と直喩の異質性については、佐藤(1978)などを参照。
- 5) 山梨(1988)では「顕現特性」、橋本(1989)では「基核属性」と呼ばれている。
- 6) 山梨(1995: 145)は、「ある種の抽象概念の叙述にかかわる死喩の場合」、典型的属性の類似性を表わしているとは言えない場合があると述べている。
- 7) 類似性発見のメカニズムについては、A項とB項の相互作用によるとするBlack(1962)の「相互作用説」など、さまざまな議論が展開されてきている。しかし、ここではこの、類似性発見のメカニズムの問題については触れず、B項が類似性の基準を提示する上で、とくに重要な役割を果たしていると考えるに留まる。
- 8) (28)(29)において表わされている類似点は形だけではなく、眉の雰囲気のようなものまでも含んだものであろう。ここでは、このような意味合いはヨウダの使用が可能となった結果として生じたものであると考え、詳しい検討を保留する。それでも(16)から(18)と(28)(29)との間に存在する容認度の差を考察する上において、影響はないものと思われる。

引用文献

- 尼ヶ崎彬 (1990) 『ことばと身体』 勁草書房
佐藤信夫 (1992 [=1978]) 『レトリック感覚』 講談社学術文庫
中村明 (1977) 『比喩表現の理論と分類』 秀英社
橋元良明 (1989) 『背理のコミュニケーション』 勁草書房
森山卓郎 (1995) 「推量・比喩比況・例示——「よう/みたい」の多義性をめぐって——」 宮地裕・敦子先生古稀記念論集刊行会編 『日本語の研究』 明治書院 pp. 493-525
山梨正明 (1988) 『比喩と理解』 東京大学出版会
—— (1995) 『認知文法論』 ひつじ書房
Black, M. (1962) *Modals and Metaphors*. Cornell University Press.
Glucksberg, S. and Keyser, B. (1990) “Understanding Metaphorical Comparisons: Beyond Similarity.” *Psychological Review*, 97, pp. 3-18.

実例の出典

ホームページの用例は、検索エンジン Google による。検索時期は2003年9月から11月。ホームページ以外の用例のうち、(39)「あの人に似ている」は、作詞・作曲 さだまさし。上記以外は『新潮文庫の百冊』(1995) CD-ROM 版による。